

## セーフティネット融資 災害対策緊急資金要綱

### 1 目的

この融資制度は、自然災害等により被害を受けた中小企業者等の災害復旧に必要な資金を融資し、その経営の継続・再建を図ることを目的とする。

### 2 融資対象資金

- (1) 運転資金（普通保証及び経営安定関連特別保証を利用する場合に限る）
- (2) 設備資金

### 3 融資対象

京都市内で継続して6箇月以上同一事業を営む中小企業者並びに中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等で、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、自然災害等の被害を受けた事業所等の所在する市町村長の発行するり災（被災）証明等を受けたもの

### 4 融資条件

#### (1) 融資限度額

- ア 有担保の場合 2億円以内
- イ 無担保の場合 8,000万円以内

ただし、保証協会の保証利用可能額（普通保証）の範囲内とする。

また、経営安定関連特別保証又は激甚災害特別保証により別枠を利用する場合の融資限度額についても同様とし、本融資の現残を含み各保証の利用可能額の範囲内とする。

なお、融資額は、ア及びイに定める額の2倍を限度額とする。

#### (2) 融資利率

年0.9%（固定金利）

ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

#### (3) 融資期間

10年以内

ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

#### (4) 返済方法

原則として元金均等月賦返済

ただし、必要に応じて2年以内の据置期間を認める。

#### (5) 保証人・担保

保証協会の保証付

保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない。

担保は必要に応じて徴求することとする。

## 5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 福邦銀行 池田泉州銀行  
京都信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合  
三菱UFJ銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫

## 6 融資の手続き

### (1) 相談・受付

本制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関の本・支店とする。ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、本制度の内容、申込資格、手続き等を説明する。

### (2) 提出書類

融資の申込をしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

ア 信用保証委託申込書（保証協会所定）

イ 試算表等

ウ 市町村長の発行するり災を証する書類等（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の特定中小企業者であることの市町村長の認定を受けた者は不要）

エ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し

オ 市民税の納税証明書

カ 必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し

キ 中小企業信用保険法第2条第5項に係る認定書類（経営安定関連特別保証を利用する場合に限る。）

ク その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた書類

## 7 関係機関の事務処理

### (1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、融資の申込を受け付けたときは、提出書類の内容を審査し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

### (2) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

### (3) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

### (4) 激甚災害特別保証による貸付実行

激甚災害特別保証を利用する場合は、取扱金融機関は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚指定されている災害の適用期間内に貸付を実行するものとする。

## 8 その他

- (1) 本制度の利用にあたっては、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないことを要件とする。
- (2) 京都市は、関係機関に対し、本制度の実施状況等について調査・照会することができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。
- (3) 本制度の実施について必要な事項は、別に定める。
- (4) 本制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年7月31日から施行し、平成30年7月27日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年10月1日保証申込受付分から適用する。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。